

春日部市公民館条例の一部を改正する条例

春日部市公民館条例（平成17年条例第180号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第1（第9条の2、第14条関係） 中央公民館等使用料			別表第1（第9条の2、第14条関係） 中央公民館等使用料		
公民館名	施設等の名称	1時間当たりの使用料（円）	公民館名	施設等の名称	1時間当たりの使用料（円）
庄和地区公民館	(略)	(略)	庄和地区公民館	(略)	(略)
	調理実習室	400		調理実習室	400
	多目的室1	300			
	多目的室2	300			

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。